

長崎県後期高齢者医療広域連合物品の買入れ等に係
る競争入札の結果の公表に関する要綱

平成20年2月5日 告示

(目的)

第1条 この要綱は、長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が発注する物品の買入れ及び印刷製本の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の結果の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札結果等の公表の範囲及び方法)

第2条 一般競争入札及び指名競争入札の結果については、次に掲げる事項を記載した入札結果一覧表（別紙様式）を閲覧に供して公表するものとする。

ア 物品名又は業務名

イ 納入場所又は業務の対象となる場所

ウ 入札執行場所

エ 入札執行日

オ 参加業者名（入札辞退業者名・失格業者名を含む。）

カ 落札者決定に至るまでの全入札者の入札価格

キ 落札者名

(閲覧する場所)

第3条 前条の入札結果一覧表は、総務課において閲覧するものとする。

(閲覧の期間)

第4条 第3条に規定する閲覧の期間は、当該落札者の決定をした日の翌日（その日が長崎県後期高齢者医療広域連合の休日を定め

る条例（平成18年広域連合条例第2号。）に規定する広域連合の休日にあたる時は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）から起算して1ヶ月間とする。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。